座間市監査委員公表第６号

令和８年９月２５日に提出された地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４２条に基づく住民監査請求（座間市職員措置請求）について、その結果を別紙のとおり公表する。

令和８年１１月１３日

座間市監査委員　　島　田　陽　一

同　　松　橋　淳　郎

別　紙

座監発第４９号

令和８年１１月１３日

請求人　（略）

座間市監査委員　　島　田　陽　一

同　　松　橋　淳　郎

住民監査請求（座間市職員措置請求）について（通知）

令和８年９月２５日に提出された住民監査請求（座間市職員措置請求）（以下「本件請求」という。）について、合議により次のとおり決定したので通知します。

第１　請求の受付

１　請求人

住所　（略）

氏名　（略）

２　請求書の提出日

令和８年９月２５日

３　請求の要旨

本件請求における請求人の主張は次のとおりである（以下、原文のまま掲載）。

１．請求の対象となる執行機関・職員

座間市長　佐藤ミト

２．違法または不当な財務会計上の行為、および財産の管理を怠る事実

座間市長は、市庁舎内の市長室、および市長室前等の公共スペースにおいて、特定のプロボクシング選手のポスターを掲示している。

この掲示の際、座間市の公費で購入された事務用セロテープが使用されており、数円相当の公金（消耗品費）が不当に消費・流用された。

３．違法または不当であるとされる理由

当該ポスターは、下部の試合日時・興行詳細が隠された状態で貼られている（事実証明書として添付する写真を参照）。これは、商業広告であることを意図的に隠蔽して掲示している証拠であり、行政財産の不当な管理・利用にあたる。

なお、掲示場所は市長室およびその直前という、市長自身の目が日常的に届く場所である。仮に市長以外の者が掲示を執り行ったとしても、庁舎および公費（消耗品）の最高管理責任者である市長がこれを認知し、是正せず放置したこと自体の管理監督責任（不当な財産管理を怠る事実）は免れない。

４．市が被った損害

１円　セロテープ代等（１円以上の損害）

５．求める措置

座間市長に対し、私的に消費した消耗品費（数円相当）を市に返還させること、および当該ポスターを即時に撤去することを求める。

地方自治法第２４２条第１項の規定により、別紙事実証明書を添えて、以上の通り住民監査請求をします。

第２　判断及び理由

本件請求は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。）第２４２条第１項に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、同条第５項に基づく監査は実施しないことに決定した。

１　住民監査請求の要件

法第２４２条第１項に基づく住民監査請求とは、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担があると認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補塡するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる制度である。

２　住民監査請求の要件の該当性

請求人は、特定のプロボクシング選手のポスターを掲示した際、公費で購入された事務用セロハンテープが使用されており、数円相当の公金（消耗品費）が不当に消費・流用されたと主張している。

住民監査請求の対象となる財産の管理は、財産的価値に着目し、その価値の維持、保全を図る財務的処理を直接の目的とする財務会計上の財産管理行為に当たる場合と解される。

（最高裁判所平成２年４月１２日判決を参照）

本件において請求人が問題としている財産の管理は、行政財産である市庁舎内にポスターを掲示するため、消耗品である事務用セロハンテープを使用した行為である。当該行為は、

行政財産である市庁舎の財産的価値の維持又は保全に影響を及ぼすものではないため、法第２４２条第１項に規定する財産の管理を怠る事実には該当せず、住民監査請求の対象とはならない。

３　判　断

請求人が主張する当該行為は、法第２４２条第１項に規定する財産の管理を怠る事実とはならない。よって、同項に規定する住民監査請求の要件に該当しないため、監査の対象事項に当たらない。

以　　上